

日出町戸籍及び戸籍附票システムの標準化・共通化
に関する情報提供依頼(RFI)

令和6年4月 日出町政策企画課

1. 情報提供依頼の目的

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)」が令和3年9月1日に施行され、地方公共団体は、住民記録、税及び福祉などの20業務について、国が示す標準仕様に準拠したシステム(以下、「標準準拠システム」という。)を利用することが求められており、日出町では「地方公共団体情報システム標準化基本方針」で示された令和7年度末までに標準準拠システムに対応する必要があります。

本情報提供依頼は、標準準拠システムに対応するシステムに移行するにあたり、日出町に対するシステムの提供可否、対応方針等を把握することを目的とし、提供していただいた情報は、今後のスケジュールや予算規模等を決定する際の参考資料とします。

2. 情報提供依頼内容

(1) 依頼概要

「【様式1】回答書」の各質問項目について、記入をお願いします。様式に収まらない場合や説明のために必要な資料がある場合は、該当する情報提供依頼項目が分かるように任意様式で別紙として提出してください。

(2) 情報提供依頼内容

No.	情報提供依頼内容
1	標準準拠(戸籍及び戸籍附票)システムの日出町への提案可否
2	標準準拠(戸籍及び戸籍附票)システム提供予定時期
3	標準準拠(戸籍及び戸籍附票)システムのデモ等実施可能時期
4	ガバメントクラウド上での標準準拠(戸籍及び戸籍附票)システム提供可否
5	概算見積書(任意様式)
6	移行スケジュール案(任意様式)

(3) 提出等スケジュール

- ① 情報提供依頼に関する質問受付 令和6年5月17日(金)17時まで
- ② 情報提供依頼回答書の提出期限 令和6年5月24日(金)17時まで

(4) 提出方法

【様式1】回答書、概算見積書並びに移行スケジュール案を後段「4 お問合せ先」に示すメールアドレス先に送付してください。※概算見積書と移行スケジュール案は様式を問いません。

(5) 情報提供依頼に関する質問

質問は、「【様式2】質問票」に記入し、後段「4 お問合せ先」に示すメールアドレス先に送ってください。

3. 留意事項

- (1) 情報提供依頼は、情報システムに関する技術や価格等の各種情報を得るための手段としており、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- (2) 情報提供依頼に対して、どのような提案がなされても将来のシステム導入を約束するものではありません。
- (3) 本資料による情報提供に際して発生する費用は、貴社の負担となります。
- (4) 提出された情報・資料については、返却はいたしません。

- (5) 提出された情報に関しては、日出町の標準準拠システムへの移行を計画するための参考としてのみ利用し、それ以外の目的において使用することはありません。
- (6) 提出された情報は、日出町関係部門における検討のほか、国への状況報告・課題報告のために利用させていただく場合があります。
- (7) 日出町が提供する資料及び質問回答の内容は、本情報提供依頼に関する作業以外には使用を禁じます。

4. お問い合わせ先

所属：日出町役場 政策企画課 デジタル戦略係

担当：藤江 竜也、横山 悟

住所：〒879-1592 大分県速見郡日出町2 9 7 4 番地 1

電話：0977-73-3116(直通)

E-mail：johou@town.hiji.lg.jp